

## 令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日南福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年8月28日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・定款の記載内容と事実とが異なる点は、必要な対応を行うこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 定款に記載された内容と事実とが異なる点が次のとおり見受けられた。</p> <p>① 事業廃止された社会福祉事業（老人デイサービス事業（虹の郷））が定款に規定されている。</p> <p>② 公益事業である高齢者生活支援に関する事業（有料老人ホームを経営する事業）が定款に収益事業として規定されている。</p> <p>③ グループホーム虹の郷（事業は休止中）の建物の日南町への貸付けが事業として定款に規定されていない。</p> <p>については、定款に記載された内容と事実の相違が明らかなのは、速やかに定款変更の手続きを行うこと（上記①及び②）。</p> <p>また、上記③について、当面の間、町の障がい者グループホーム及び有料老人ホームとして無償又は実費に近い対価で使用させることを事業として行うのであれば、公益事業として定款に規定すること。</p> <p>なお、①について、補助金により整備した施設の補助金の扱いを当該補助金所管部局に速やかに確認のうえ、その結果を上記の改善状況と併せて報告すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第31条第1項）（審査基準第一2） （審査要領第一2（7）） （定款第1条、第38条、第39条及び第43条）</p>	<p>法人基本財産の処分（虹の郷の土地、建物について、公益事業に供する財産へ変更すること）について、理事会、評議員会の決議を受け、鳥取県へ基本財産処分承認申請を行う。</p> <p>承認されたのち、理事会、評議員会において、定款変更（①老人デイサービス事業（虹の郷）を削除する、②有料老人ホームを経営する事業を収益事業から公益事業へ変更する、③社会福祉事業の認知症対応型老人共同生活援助事業（虹の郷）の経営を削除し、公益事業に虹の郷貸付けによる事業として記載する）を行う。</p> <p>補助金については、整備した施設用途での使用が既定年数に達していないため、返還の意向をもって日南町と協議中である。</p>